平成30年2月市議会定例会

説明書・参 考

報告第1号及び報告第2号 議案第5号

島 田 市

説 明 書

報告第1号 島田市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例について

平成28年6月に公布された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)を引用する条文について整理する必要が生じましたが、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項の指定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第2号 島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

平成29年7月に公布された公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令及び同月に定められた公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則を引用する条文について整理する必要が生じましたが、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項の指定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

<u>議案第5号</u> 島田市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例を廃止する条例につい て

平成27年5月に公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の施行により、国民健康保険の財政運営の仕組みが変更されることに伴い、療養の給付等に要する費用を県が全額交付することとなり当該基金を設置する必要がなくなるため、条例を廃止しようとするものです。

] 次

報告第1号	島田市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表	1
報告第2号	島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表	3

例規名 島田市こども発達支援センター条例

新 条 文

(事業)

- 第3条 島田市こども発達支援センター (以下「センター」という。)は、次に掲げる 事業を行う。
 - (1) 省略
 - (2) 法<u>第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援事業(第5条において「障害児相談支援事業」という。)
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号。第5条において「障害者総合支援法」という。)<u>第5条第18項</u>に規定す る特定相談支援事業(第5条において「特定相談支援事業」という。)
 - (4) 省略

旧 条 文

(事業)

- 第3条 島田市こども発達支援センター (以下「センター」という。)は、次に掲げる 事業を行う。
 - (1) 省略
 - (2) 法<u>第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援事業(第5条において「障害児相談支援事業」という。)
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号。第5条において「障害者総合支援法」という。)<u>第5条第16項</u>に規定す る特定相談支援事業(第5条において「特定相談支援事業」という。)
 - (4) 省略

新 旧 条 文

例規名 島田市営住宅管理条例

新 条 文

(同居の承認)

- 第13条 入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令 $\frac{第11}{2}$ で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。
- 2 省略

(入居の承継)

- 第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又はその同居していた者を残して退去した場合において、当該同居していた者が引き続き当該市営住宅に入居しようとするときは、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に、省令<u>第12条</u>で定めるところにより市長の承認を得なければならない。
- 2 省略

(収入の申告等)

第16条 省略

- 2 前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。
- 3 省略
- 4 省略

(費用の負担義務)

- 第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、市長において必要と認めるときは、第1号に規定する修繕に要する費用の一部を市が負担することができる。
 - (1) 家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに市が管理する給水施設、排水施設(汚物処理槽を含む。)、電気施設、ガス施設その他省令<u>第10条</u>で定める附帯施設(給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分を除く。)を除くほか、市営住宅の修繕に要する費用
 - (2)
 - (省略
 - (5)
- 2 省略
- 3 省略

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に 入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終

旧 条 文

(同居の承認)

第13条 入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令<u>第10条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 省略

(入居の承継)

- 第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又はその同居していた者を残して退去した場合において、当該同居していた者が引き続き当該市営住宅に入居しようとするときは、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に、省令<u>第11条</u>で定めるところにより市長の承認を得なければならない。
- 2 省略

(収入の申告等)

第16条 省略

- 2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。
- 3 省略
- 4 省略

(費用の負担義務)

- 第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、市長において必要と認めるときは、第1号に規定する修繕に要する費用の一部を市が負担することができる。
 - (1) 家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに市が管理する給水施設、排水施設(汚物処理槽を含む。)、電気施設、ガス施設その他省令<u>第9条</u>で定める附帯施設(給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分を除く。)を除くほか、市営住宅の修繕に要する費用
 - (2)
 - (省略
 - (5)
- 2 省略
- 3 省略

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に 入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終

の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認め るときは、第17条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政 令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例) 第39条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅 の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新 たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、 当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第 30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところによ り、当該入居者の家賃を減額するものとする。

の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認め るときは、第17条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政 令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例) 第39条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅 の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新 たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、 当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第 30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところによ り、当該入居者の家賃を減額するものとする。